

2監第 170 号
令和2年12月28日

福島市議会議長 梅津政則様
福島市長 木幡浩様

福島市監査委員 井上安子
同 遠藤和男
同 穴戸一照
同 渡辺敏彦

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

健康福祉部

平成31年4月から令和2年3月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和2年8月18日から令和2年12月25日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、渡辺敏彦

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認及びつり銭確認を実施した。

第5 監査の結果

地域福祉センター使用料において、事務処理の遅れにより納入通知書を送付しておらず、令和元年度は収入未済となったものがあった。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

こども未来部

平成31年4月から令和2年3月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和2年8月18日から令和2年12月25日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、渡辺敏彦

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認及びつり銭確認を実施した。

第5 監査の結果

執行業務はおおむね適正に処理されていると認められた。